

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会の開催について

〔令和3年7月16日〕
内閣府特命担当大臣決定

1. 趣旨

新たな国立公文書館における展示・運営の在り方について、デジタル技術の活用とともに、国民の視点を取り入れながら、具体的かつ実務的な調査検討を行うため、「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、検討会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討会の公開等

検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、ホームページに掲載する。

4. 検討会の庶務

検討会の庶務は、大臣官房公文書管理課において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。